

野々市中学校 いじめ防止基本方針

令和6年3月改定

1 はじめに

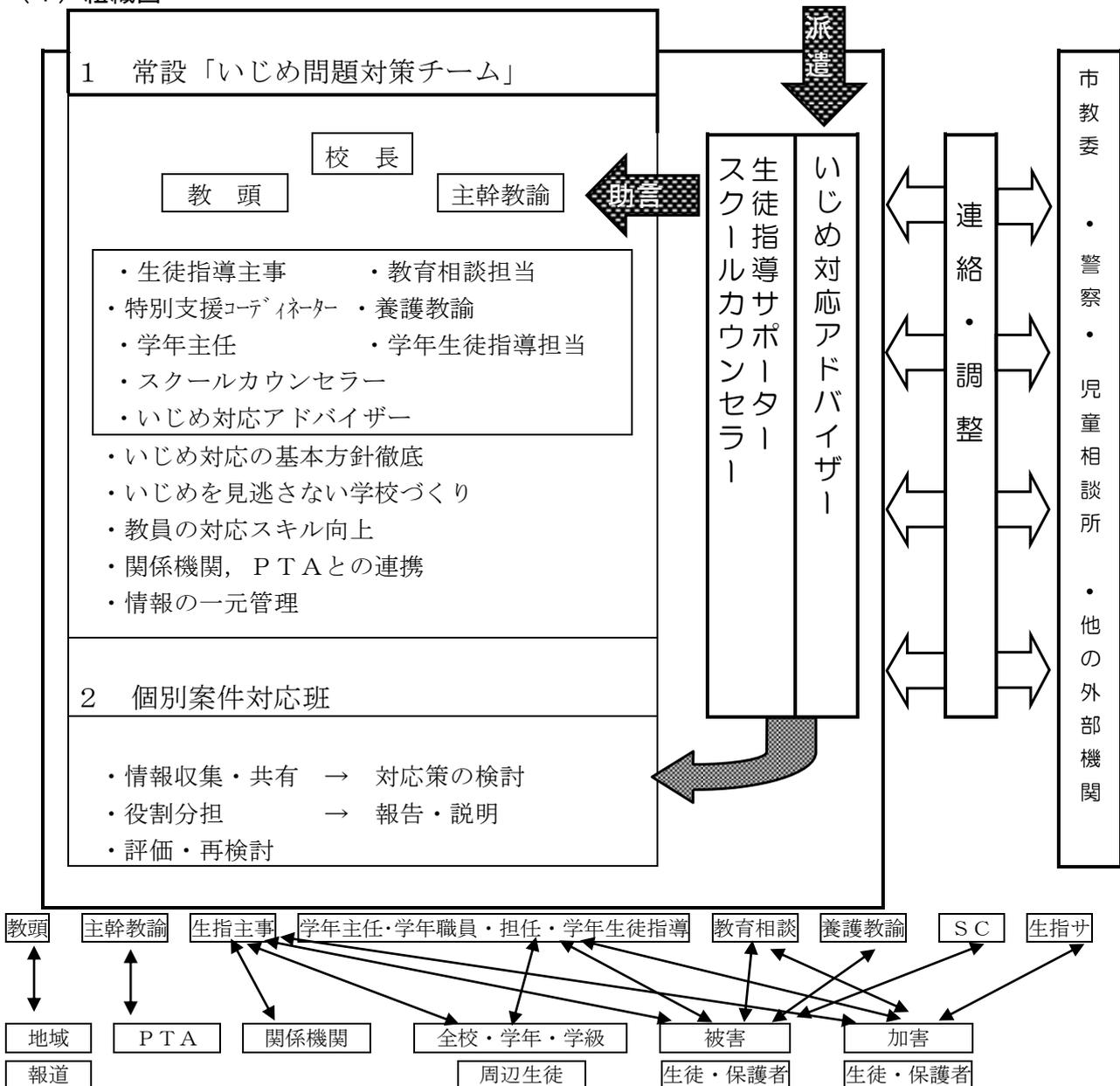
いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものであり、絶対に許されない行為である。しかし、いじめは、どの学校の、どの学級の児童生徒にも起こりうるものであり、全国的に深刻な状況が続いている。

本校では、「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号。以下、「法」という）第 13 条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「野々市中学校いじめ防止基本方針」を策定する。

2 いじめ防止のための組織

本方針に基づきいじめ防止の取組を推進していくためには、学校として組織的対応をする必要がある。そのために、常設の「いじめ問題対策チーム」を中核とし、全職員による一致協力体制を確立し、実情に応じた対策を推進する。また、特定の教職員がいじめに関する情報を抱え込み、報告を対策チーム等に行わないことは、法 23 条 1 項に違反しうる。

(1) 組織図



(2) いじめ問題対策チーム

①目的

いじめの早期発見・早期対応に向け、平時からいじめ問題に備え、迅速かつ積極的な対応を行う。

②構成

校長・教頭・主幹教諭・生徒指導主事・教育相談担当者・特別支援コーディネーター
養護教諭・学年主任・学年生徒指導担当・いじめ対応アドバイザー・スクールカウンセラーとする。

③役割

- ・いじめを見逃さない取組
アンケートの実施，休み時間の巡視，相談窓口の周知
- ・教職員の対応力向上
事例検討会，面談の仕方，いじめ対応アドバイザーの活用，情報の収集方法の向上（5W1H）
- ・地域，保護者への基本方針の周知と「風通しの良い」学校づくりの推進
懇談会やホームページでの「基本方針」の周知
- ・スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカーや関係機関との連携
市教育委員会，市子育て支援課，市育成センター，警察，児相などへのコンタクト
- ・個別案件対応班の編成と指示
設置，情報収集，記録の徹底，市教委・関係機関への協力要請など

(3) 個別案件対応班

①目的

担任や部活動顧問の抱え込みを回避し，複数で役割分担，対応し早期解決を図る。

②構成

担任，部活動顧問や対策チームの一部メンバー

③役割

情報収集・役割分担・今後の対応策の吟味・記録

3 いじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（法第2条第1項）

(2) いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある、許されない行為である。このことから、教職員、保護者、地域住民等の大人が、絶対に許されないものであるとの強い認識をもつことが大切である。いじめに対する大人の甘い認識は生徒に伝わりやすいため、接する大人の何気ない一言が悪影響を及ぼすことのないよう留意しなくてはならない。

また、どの生徒もいじめの被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に、生徒の尊厳を守り、いじめに向かわせないために、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的にいじめに対応していく。また、いじめの防止等の対策は、学校、家庭、地域住民その他の関係機関の連携の下に進めていく。

学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。そこで、生徒一人ひとりが大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われるものである。例えば、けんかやふざけ合いはもちろん、好意によるものであったとしても、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかどうかを判断して対応する。また、場合によっては「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟に対応する。

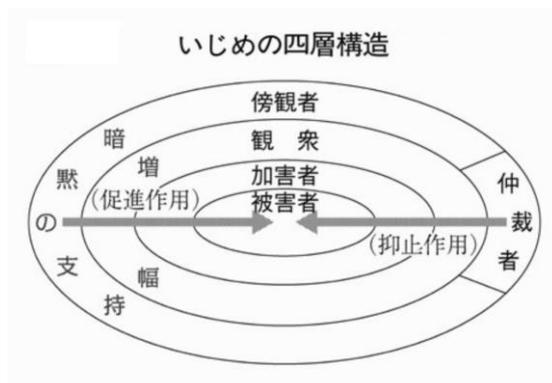
いじめは笑いに隠される

- ・いじめられる生徒は、自分がいじめられているという事実を認めたくないと思い、いじめという行為を「冗談」や「遊び」に転化させたいという気持ちが働き、ひどいことをされても軽微に見せかけようとしたり、笑ったりして、「自分は大丈夫だ」、「心配ない」ということを、周囲や自分自身に示そうすることがある。
- ・このことが、いじめ行為を維持・悪化させることにもなり、教師によるいじめ発見を難しくさせることがあるだけでなく、いじめる生徒から「あれは遊びだった」、「あいつも喜んでいた」という逃げ口上を生むことにもなる。

「いじめを見逃さない学校づくり」平成24年10月 石川県教育委員会

(4) いじめの構造と心理（四層構造）

いじめは、「いじめる者」と「いじめられる者」という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立っており、傍観者の中らいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級経営を行っていく。



4 いじめの未然防止

(1) 教師に求められること

①「わかる授業づくりなどの授業改善」

- ・ 思考がアクティブになる問いの設定を工夫する。
- ・ 生徒間の対話や教え合う、学び合う場面が設定される授業デザインを心がける。
- ・ ICT機器の活用や、授業の見通しや振り返り場面を意識する。

②「居場所」のある学級づくり

- ・ 集団における自己有用感、自己肯定感を醸成する。
- ・ 生徒相互の良好な人間関係を構築する取組を実施する。

③注意すべき点

- ・ 教師の不適切な言動、差別的な態度によって、いじめが助長される。
- ・ 教師の思い込みや認識の甘さなどから、初期対応が遅れ重大事案に発展する可能性がある。

④いじめに取り組む方針の公表

- ・ 懇談会やHPを通しての保護者への周知を図る。

(2) 生徒に育むこと

①「心づくり」教育の充実

- ・ 道徳における「人権」や「生命」尊重、「自問教育」の取組として、指導プログラムの実施、及び3年間を通した指導指針の確立を図る。
- ・ いじめとは何か、どんな行為がいじめになるのかを考える授業を実施する。

②生徒の自主的な活動の育成

- ・ 生徒が、いじめ問題に対して当事者意識を持ち、主体的に行動できる働きかけを行う。
- ・ 生徒会が行う奉仕活動（ボランティア活動）を推進する。

③「情報モラル」の育成

- ・ ネットを使いたいじめに対しては学年集会、講演会、懇談会を通して啓発・指導する。

④悩みを相談できる大人との関係作り

- ・ 4月のうちに新しい学級担任と個人面談をする機会を設ける。
- ・ 1年生全員とスクールカウンセラーの短時間のカウンセリングを実施し、1年生がスクールカウンセラーの存在を知ると同時に、中学校でのスクールカウンセラーの利用がしやすくなるようにする。
- ・ 各学期に少なくとも1回は、アンケート等の回答結果によらず、学級担任と生徒の個人面談を行う機会を設ける。

5 いじめの早期発見

(1) 小さなサインを見逃さない取組

- ① 生徒が示す変化や、危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ② 日々の提出物などで担任・学年・教科担当が生徒の変化をいち早く察知し把握し、教員間での情報の共有を効果的に行う。
- ③ 「教師が知っておきたい自殺予防マニュアル」を年度当初の職員会議等でリーフレットの確認を行う。
- ④ 若手教員を対象に、いじめ対応アドバイザーを講師としていじめの初期対応に関する研修を実施し、ベテラン教員のみならず若手教員もいじめの早期発見・早期対応ができるようにする。

(2) アンケートの実施

- ① 年11回のいじめ相談に関するアンケートを実施する。
- ② アンケートの質問内容、書き方等を工夫し記入しやすいようにする。
- ③ アンケートは紙媒体のほか、WEBアンケートも取り入れ、年間を通して様々な形態・方法で行うようにする。

(3) 相談体制の充実

- ① アンケート回答のダブルチェックの後、気になる生徒は教員による面談を行う。
- ② 相談ポストを設置して訴えやすいシステムを作る。
- ③ 年度の初めや長期休み前には相談窓口の一覧を作成し、全校生徒や保護者に周知する。
- ④ SCを効果的に活用する。(素早く被害生徒、保護者につなげる)
- ⑤ SCの利用の方法や悩み事の相談を促す掲示物やプリントを作成し、適宜周知する。

(4) 家庭との連携

SCや相談員、行政機関など、第三者的な立場や機関の存在についても周知する。

(5) いじめ発見のポイント(「石川県いじめ防止基本方針」より)

別紙1

*全職員が共通理解し、生徒の言動や変化等に敏感になり、発見に努める。

6 いじめの確実な解決と再発防止

(1) 被害者・保護者に対して…徹底して被害者の立場に立って対応

- ・最も信頼関係のある教職員が対応
- ・「最後まで守る」という意思表示
- ・具体的なプランの提案
- ・心のケアや休み時間の見守り
- ・保護者への定期的な経過報告

(2) 加害者・保護者に対して…動機や気持ちに目を向けさせ今後の生活を前向きに取り組ませる対応

- ・いじめはどんな理由があっても許されないことを冷静に説諭
- ・ストレスの軽減と立ち直り支援
- ・保護者に事実を伝え協力関係を構築
- ・保護者への定期的な経過報告

(3) 傍観者に対して…当事者だけでなくまわりの態度で助長されたり抑止されたりすることを指導

- ・いじめは観衆の態度によって深刻化することを指導
- ・思いやりの心や正義感を育成

(4) いじめ解消までの対応

- ・個々のいじめ事案への対応については、いじめ問題対策チームを中心として検討し、組織的な対応となるようにする。

- ・ 組織的な対応を可能とするために、平素よりいじめを発見したり、通報を受けたりした場合の対処の在り方を、全教職員で共通理解しておく。

(5) いじめの「解消」要件

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件を満たす必要がある。

- ① 被害生徒に対する、心理的・物理的な影響を受けない状態が少なくとも3ヶ月は続いていること。
- ② 被害生徒本人と、その保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等によって確認すること。

(6) いじめの再発防止（いじめが解消している中での対応）

- ・ 「解決したと思っていたいじめが継続していた」あるいは、「いじめる立場が逆転して再発した」等といったことが事例もあることから、経過観察は保護者とも連携して行う。
- ・ 解消した後もいじめ問題に係る情報を共有し続けることで、より長期的な見守りを行う。
- ・ 必要に応じて、いじめ問題対策チームを招集し、いじめ問題の再検討と追加支援策を検討する。

7 ネットいじめへの対応

(1) 特徴

- ・ 不特定多数からの中傷が行われる。
- ・ 誰もが加害者になる。
- ・ 身近な大人が把握しづらい。
- ・ パスワード付きサイトやSNS・グループチャットの場合、集団から外されることが多い。

(2) 未然防止・早期発見

- ・ ののいちっ子を育てる市民会議の「メディア対策事業」とも連携する。
- ・ 野々市市少年育成センターからの情報提供を受けての指導を速やかに行う。
- ・ 生徒が相談しやすい環境を作る。関係機関の取組についても周知する。
- ・ 道徳の授業や県配付の啓発リーフレットを用いた、情報モラル学習と啓発活動に努める。
- ・ 外部機関と連携して、ネットいじめの未然防止を目的とした学習機会を積極的に設ける。

(3) 対応

- ・ 仲間はずし等は被害者、加害者双方から聞き取りを行う。
- ・ 相手の立場に立って考えさせる指導をする。
- ・ 不適切な書き込みは一旦保存し、直ちに削除させる。
- ・ 名誉毀損、人権侵害があった場合は警察、法務局の協力を求める。
- ・ 生徒の身体、財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、警察に通報し協力を求める。
- ・ 書き込み者が特定できない場合には、速やかに保護者または学校が、掲示板の管理者やプロバイダ等に削除依頼を行う。

8 警察への相談・通報

（「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（通知）」令和5年2月7日 文科省より）
重大ないじめ事案等は学校から警察への相談・通報を行い、適切に援助を求めていく。そのため、学校と警察は日常的に情報共有や相談を行える体制を構築していく。

学校のみで対応するかどうかの判断に迷う場合であっても、被害生徒や保護者の安心感につながる場合もあることから、警察に相談や通報を行うことを積極的に考えていく。また、インターネット上のいじめのうち、児童ポルノ関連のいじめは被害の拡大を防ぐため、直ちに警察に相談・通報する。

<警察に相談または通報すべきいじめの事例>

学校で起こり得る事案の例	該当し得る犯罪
ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。	暴行
無理やりズボンを脱がす。	
感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてけがをさせる。	傷害
断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。	強制わいせつ
断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。	恐喝
断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。	
靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。	窃盗
財布から現金を盗む。	
自転車を壊す。	器物損壊等
制服をカッターで切り裂く。	
度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。	強要
本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。	脅迫
特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。	名誉棄損，侮辱
同級生に対して「死ね」と言ってそそのかし、その同級生が自殺を決意して自殺した。	自殺関与
同級生に対して、スマートフォンで自分の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。	児童ポルノ提供等
同級生の裸の写真・動画を友達1人に送信して提供する。	
同級生の裸の写真・動画をSNS上のグループに送信して多数の物に提供する。	
友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォンに保存している。	
元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。	私事性的画像記録提供（リベンジポルノ）

9 重大事態への対応

(1) 重大事態の発生と調査

① 重大事態の意味

重大事態とは、法第 28 条において以下のように定義される。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき

なお、児童生徒の生命、心身、又は財産に重大な被害が生じる場合とは、

- ・児童生徒が自殺を企画した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

相当な期間については、国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安としている。ただし、日数だけではなく、児童生徒の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。

また、児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態であるにとらえる必要がある。

② 重大事態の報告

学校は重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。

③ 調査の趣旨及び調査主体

調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、だれから行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったのか、教職員がどのように対応したかなどの事実関係を明確にする。

なお、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分に結果が得られないと判断された場合や、学校の教育活動に支障が生じる恐れがある場合には、教育委員会が調査を実施する。

④ 調査結果の提供及び報告

学校は教育委員会の指導の下、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明する。

学校は、教育委員会に調査結果を報告する。

10 いじめ未然防止，早期発見，早期対応の年間計画

月	取組内容	アンケート
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回「いじめ問題対策チーム」の設置 ・「学校いじめ防止基本方針」の確認及び前年度の実態確認 ・新1年生を対象とする、「自問教育プログラム」の実施 ・生徒と学級担任による個人面談の実施 ・「学校いじめ防止基本方針」のHPへの掲載 ・第1回「いじめ問題対策会議」の実施 ・「学校いじめ防止基本方針」の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談アンケート
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・新1年生全員を対象とするスクールカウンセラーとの「全員カウンセリング」の実施 ・いじめについて考える道徳の授業 ・スマホ・ケータイ安全教室（1，2年） ・生徒会委員会での挨拶運動 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・WEB-QUの実施 ・生徒と学級担任による個人面談の実施（懇談週間） ・ピュアキッズスクール ・第2回「いじめ問題対策会議」の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談アンケート
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・WEB-QUの結果分析 ・学年集会で「ネットいじめ」についての指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修（市教育相談研修会） ・若手教員を対象としたいじめに関する研修 	
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・前期学校評価「いじめ対策」の検証と振り返り ・運動会での配慮 ・第3回「いじめ問題対策会議」の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・合唱コンクールにおける指導のポイントと注意点の確認 ・合唱コンクールでの配慮 ・第4回「いじめ問題対策会議」の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒と学級担任による個人面談の実施（懇談週間） 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談アンケート
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・WEB-QUの実施，結果の分析 ・第5回「いじめ問題対策会議」の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・次年度に向けた取組計画 ・学校いじめ防止基本方針の見直し開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒と学級担任による個人面談の実施（懇談週間） ・第6回「いじめ問題対策会議」の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談アンケート
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ防止基本方針の改訂 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート

別紙 1

学校・家ですすサイン

ア いじめられている子どもが学校ですすサイン * 無理にやらされている可能性がある

発見の機会	観察の視点（特に、変化が見られる点）	
朝の会	○遅刻・欠席が増える ○うつむきがち	○始業ぎりぎりの登校が多い
授業開始時	○忘れ物が多くなる ○用具、机、イスが散乱している ○一人だけ遅れて教室に入る	○涙を流した気配が感じられる ○周囲が何となくざわついている ○席を変えられている
授業中	○正しい答えを冷やかされる ○発言に対して嘲笑が見られる ○責任ある係の選出で冷やかし半分に名前が挙げられる ○ひどいあだ名で呼ばれる	○グループ分けて孤立することが多い(机を合わせない) ○保健室によく行くようになる * 不真面目な態度で授業を受ける * ふざけた質問をする * テストを白紙で出す
休み時間	○一人であることが多い ○わけもなく階段や廊下を歩いている ○用もないのに職員室に来る ○遊びの中で孤立しがち ○プロレスごっこで負けることが多い	○集中してボールを当てられる ○遊びの中でいつも同じ役をしている * 大声で歌う * 仲良しでない者とトイレに行く
給食時間	○食べ物にいたずらをされる ○グループで食べるとき席を離している ○その子どもが配膳すると嫌がられる	○嫌いなメニューの時に多く盛られる * 好きな物を級友にゆずる
清掃時	○目の前にゴミを捨てられる ○最後まで一人でする ○イスや机がぼつんと残る	* さぼることが多くなる * 人の嫌がる仕事を一人でする
放課後	○衣服が汚れたり髪が乱れたりしている ○顔に擦り傷や鼻血の跡がある ○急いで一人で帰宅する	○用事がないのに学校に残っている日がある ○部活動に参加しなくなる * 他の子の荷物を持って帰る

イ いじめている子どもが学校ですすサイン

発見の機会	観察の視点（特に、変化が見られる点）	
授業中	○文具などを本人の許可もないのに勝手に使っている ○プリントなどの配布物をわざと配らなかつたり、床に落としたりする ○自分の宿題をやらせている	○指名されただけで目配りし、嘲笑する ○後ろからイスを蹴ったり、文具等で体をつついたりしている ○授業の後片付けを押しつけている
休み時間	○嫌なことを言わせたり、触らせたいしている ○けんかするよう仕向けている	○移動の際など、自分の道具を持たせている ○蹴ったり、殴ったりしている
給食時間	○配膳させたり、後片付けさせたりしている ○自分の嫌いな食べ物を押しつけている	○自分の好きな食べ物を無理矢理奪う
清掃時	○雑巾がけばかりさせている ○雑巾を絞らせている	○机をわざと倒したり、机の中のものごとを落としたりする
放課後	○自分の用事につきあわせる	○違う部活動なのに待たせて一緒に帰る

ウ 注意しなければならない生徒の様子

* 無理にやらされている可能性がある

様子等	観察の視点（特に、変化が見られる点）	
動作や表情	<ul style="list-style-type: none"> ○活気がなく、おどおどしている ○寂しそうな暗い表情をする ○手遊びが多くなる ○独り言を言ったり急に大声を出したりする 	<ul style="list-style-type: none"> ○視線を合わさない ○教師と話するとき不安な表情をする ○委員を辞めるなどやる気を失う *言葉遣いが荒れた感じになる
持ち物や服装	<ul style="list-style-type: none"> ○教科書などにいたずら書きされる ○持ち物、靴、傘等を隠される 	<ul style="list-style-type: none"> ○刃物等、危険な物を所持する ○服装が乱れたり破れたりしている
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○日記、作文、絵画等に気にかかる表現や描写が表れる ○教科書、教室の壁、掲示物等に落書きがある ○インターネットや携帯電話のメールに悪口を書き込まれる ○SNSのグループから故意にはずされる 	<ul style="list-style-type: none"> ○教材費等の提出が遅れる ○飼育動物や昆虫等に残酷な行為をする ○下足箱の中に嫌がらせの手紙等が入っている *校則違反、万引き等の問題行動が目立つようになる

家庭で分かるいじめ発見のポイント

ア いじめられている子どもが家庭で出すサイン

- 衣服の汚れが見られたり、よくけがをしたりしている。
- 風呂に入りたがらなくなる。（殴られた傷跡等を見られるのを避けるため）
- 買い与えた学用品や所持品が紛失したり、壊されたりしている。
- 食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
- 寝付きが悪かったり、夜眠れない日が続いたりする。
- 表情が暗くなり、言葉数が少なくなる。
- いらいらしたり、おどおどしたりして、落ち着きがなくなる。
- 部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりする。
- 言葉遣いが荒くなり、親やきょうだいに反抗したり、八つ当たりしたりする。
- 親から視線をそらしたり、家族に話しかけられることを嫌がったりする。
- ナイフ（刃物）などを隠し持つことがある。
- 登校時刻になると、頭痛、腹痛、吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る。
- 長期休業明けの新学期当初や連休明けの週初めに登校を渋る。
- 転校を口にしたり、学校をやめたいなどと言い出したりする。
- 家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- 親しい友人が家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。
- 不審な電話や、嫌がらせの手紙が来る。友人からの電話で、急な外出が増える。
- 自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心をもつ。
- 投げやりで、集中力がわかない。些細なことでも決断できない。
- ゲーム機などに熱中し、現実から逃避しようとする。

イ「ネットいじめ」にあっている子どもが家庭で出すサイン

- パソコンや携帯電話等を頻りにチェックする、又は、全く触れようとしなくなる。
- 親が近づくと画面を切り替えたり、隠そうとしたりする。
- インターネットを閲覧した後に、動揺しているような行動をとる。
- 携帯電話等の着信音に、怯えるような態度をとる。
- 電話やメールの受信後に、そっと一人で出かけようとする。